

公欠（公認欠席）の扱いについて

【公欠として扱うことができる事由】

以下現行の申し合わせより抜粋します。

---

(1) 本学が指示する事由

- イ 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症にかかった場合
- ロ 本学が、イの感染症にかかったおそれがあると認め、出校停止を指示した場合

(2) その他の事由

- イ 裁判員候補者として裁判所へ出向く場合及び裁判員として職務に従事する場合
  - ロ 2親等以内の親族が死亡した場合
  - ハ 天災・交通機関の障害による場合
  - ニ その他， 総長， 学部長， 学府長等が必要と認めた場合
- 

【公欠の手続きについて】

授業の欠席連絡はご自身で授業担当教員に行ってください。

「公欠届」は学生課にて記入・提出してください。

新型コロナウイルス以外の感染症にかかった場合は、必ず診断書を持参ください。

(2) のイ～ハに該当する場合は、それが事実であることがわかる書類を持参ください。

- 例：イ…会葬礼状等の当該事由が確認できる書面
- ロ…選任手続き期間の通知（呼出状）等
- ハ…状況により交通事業者の証明

学生課担当者は、記載いただいた公欠届右下に確認印と、日付を記載してコピーします。  
また、持参いただいた書類も同様にコピーを取ります。

「公欠届のコピー」と、「持参書類の原本」をお返しします。

授業担当教員に「公欠届のコピー」を提出し、公欠の手続きが完了したことを連絡してください。担当教員の判断により、補講の出席または別途課題の提出等を課すことがありますので、必ずご自身で補講等の有無を担当教員に確認してください。